

3階建て建築物の3階への直結給水指導指針

(適用範囲)

- ・ 対象は1戸建専用住宅（2世帯住宅を含む）1戸建て併用住宅及び集合住宅、共同住宅とする。
- ・ 一時的に多量の水を必要とし、断水による影響が大きい施設や化学物質、薬品等を取り扱う施設は対象としない。
- ・ 口径50mm以上の配水管から分岐給水するものとする。
- ・ 分岐する配水管の最小動水圧が0.25MPa以上であること。
- ・ 3階の最高水栓の高さは、配水管が埋設してある路面より8m以下であること。

(構造)

- ・ 分岐する給水管の口径は1戸建専用住宅においては20mm以上、集合住宅、共同住宅の場合は戸数に応じた口径とし、配水管の口径よりも2サイズ小さいもの以下とする。
- ・ メータ口径は20mm以上とする。
- ・ 共同住宅、集合住宅においてメータは地付設置を原則とする。地付設置に不具合が生じる場合は協議により設置場所を決定する。
- ・ 構造上やむを得ずパイプシャフト等にメータを設置する場合は1階にて検針ができる装置（集中検針盤等）を設置すること。
- ・ それぞれの給水装置の構造に適した位置に逆流防止装置を設置する。逆流防止装置は、検満量水器の交換に併せて取り替えるものとする。この際、逆流防止装置交換にかかる費用は所有者が負担する。
- ・ 立ち上がり配管の最上部には空気弁等のメンテナンスバルブ及びドレン配管を設置し、空気溜の発生を防止する構造とする。
- ・ 将来、配水管の水圧水量の変動により水圧低下が生じ、給水に支障が出た時に直ちに加圧給水設備（親メータ、受水槽及び加圧ポンプ）を所有者の負担により設置切り替えができるスペースを確保すること。
- ・ その他の構造については水道法施工令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）に準拠するものとする。

(事前協議)

- ・ 3階への直結給水をしようとする者は、給水装置工事申込書の給水工事計画書に次の事項を明記の上、念書と共に提出し、管理者の承認を得なければならない。
 - ① 案内図（位置図）
 - ② 建築計画図（階数、戸数）
 - ③ 配水管及び給水管の管種、口径

(既存建物への適用)

- ・ 既存建物の3階へ直結直圧給水をしようとする場合はこの基準に適合していなければならない。
- ・ この基準に適合していない場合は適合するよう改造すること。
- ・ この場合、給水装置工事申込書（改造）を提出し、承認を得なければならない。その際に貯水槽廃止届も併せて提出すること。